明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○農林水産省告示第二千二百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十二月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　群馬県安中市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　公共施設用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　群馬県安中市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十二月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県笛吹市境川町藤垈字八乙女三六七二・三六八六・三六九八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　鉄道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安施設地区の所在場所

(一)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県田川郡添田町大字津野字渡り二一九三

(二)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県北九州市小倉南区大字呼野字山ノ神北九一四、九二四

(三)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県宮若市上有木字崎田一九五六、一九五七、一九五八

(四)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県田川郡添田町大字落合字吉木山二二九一の二

(五)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県田川郡赤村大字内田字山ノ口一四三九の一、一四四二、字西ヶ迫一五〇一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安施設地区の所在場所

(一)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県嘉麻市大力字大平原一三二四、一三三八、一三三九

(二)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県田川郡赤村大字赤字黒ニタ一八二二

(三)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県田川郡赤村大字赤字ザルヲ一八〇六の二、字前一七五七

(四)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県田川郡赤村大字赤字宮丸二九九一の二、二九九七、字宮丸山二九九六の一、字菅ヶ迫二九五四

(五)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県嘉麻市桑野字仙道三四六九、字崩ヶ根三五三一の一

(六)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県嘉麻市小野谷字タタラ一五八六の二、一五八八の三、一五九〇の二、一五九二

(七)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県宮若市山口字馬口三五一八の一、三五一九の一

(八)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県宮若市乙野字庵谷二〇二、二〇三の一、字大平一九四九

(九)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県田川郡添田町大字落合字吉木山伐石ヨリ長谷山堺二三九六の一、字深倉山二二九一の三

(十)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県直方市大字下新入字山犬谷二〇三八の一、字大久保二〇三二の一、字大谷二一七五の一

(十一)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡県田川郡添田町大字落合字吉木二二七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　二七二円（本体　二六〇円）　（配送料別）